

平成 18 年度事前事業評価書要旨

政策所管部局課室名：消防庁 予防課

評価年月：平成 19 年 2 月

1 政策	消防法の一部を改正する法律（案）
2 規制の概要等	不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建築物等において、大規模地震等が発生した際の被害の軽減を図るため、当該建築物等を対象として、地震等の災害による被害を軽減するために必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難訓練の実施など防災管理上必要な業務の実施、災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置の義務付け等の改正を行う。
3 政策評価の観点及び分析等	<ul style="list-style-type: none">・ 必要性： 現状、事業所における消防計画の作成については規定がなく、また、地震対策について専門的知識を有する者に業務を行なわせることとはなっていない。 自衛消防組織についても規定がなく、各事業所の自主的な取組みに委ねられていることから、管理権原者に自衛消防組織の設置を義務付ける必要がある。・ 有効性： 大規模地震等の発生時の避難誘導や応急対策等に関する消防計画の作成及び災害時の初動対応（初期消火、消防機関への通報、在館者の避難誘導等）を行う自衛消防組織の設置により、大規模地震等による被害の軽減を図ることができる。・ 効率性： 消防計画の作成等については、大規模・高層の建築物において、通常、従業員から選任される防災管理者が必要最小限の事項について行うこととしている。 自衛消防組織は、一般的には建築物の従業員等により組織されるものであり、経済的に過大な負担を負わせるものではない。 以上 ・ より、義務付けに伴う負担は必要最小限となる。 <p>本規制を評価・分析するにあたっては、消防審議会（会長：菅原進一 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授）における答申及び予防行政のあり方に関する検討会（委員長：平野敏右 千葉科学大学学長）における中間報告等を活用した。</p>
4 政策評価の結果	評価の結果、本規制は、災害時の被害の軽減を図ることができ、また、管理権原者等に対する負担も必要最小限にしていることから、必要性、有効性、効率性等が認められるものである。